



教 健 第 3141 号
平成 31 年 3 月 1 日

横浜市学校保健審議会会長

横浜市教育長
鯉 渕 信 也



学校保健に関する事務・事業のあり方について（諮問）

横浜市学校保健審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

（諮問）学校保健に関する事務・事業のあり方について

（理由）

学校保健に関する事務・事業については、多くのものは、学校保健安全法等の法令に基づき行われており、健康診断、疾病予防、環境衛生、学校安全等多岐にわたるものです。本市の事務・事業の執行においても、法令等を遵守し、適時・的確な対応をしておりますが、様々な状況があり、実務上対処する際、判断に迷う事例も多いところです。

また、最近では、感染症の対応、学校事故の調査、熱中症予防、アレルギー対策、がん教育、薬物乱用防止等、より一層の対応が求められてきている事務・事業もあるところです。

そこで、学校保健に関する事務・事業のあり方についてご審議いただきたく諮問するものです。

担当 教育委員会事務局健康教育課

電話 045-671-3275

FAX 045-681-1456